

秋田市教育委員会  
平成28年10月定例会  
(案件)

付議案件

議案第19号	秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則を廃止する件	…	1
議案第20号	秋田市立御所野学院中学校、高等学校学則を廃止する件	…	2
議案第21号	秋田市立小、中学校管理規則の一部を改正する件	…	3
議案第22号	学校教育法施行細則の一部を改正する件	…	5
議案第23号	秋田市立小、中学校通学区域の一部を改正する件	…	6

## 議案第19号

秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則を廃止する件

秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則を次のように廃止する。

平成28年10月26日提出

秋田市教育委員会

委員長 野 口 かおり

秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則を廃止する規則  
秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則（平成11年秋田市教委規則第6号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。  
（秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則の廃止に伴う経過措置）
- 2 この規則の施行の日前に秋田市立御所野学院中学校に入学した者については、廃止前の秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則の規定は、なおその効力を有する。

提案理由

御所野学院中学校および御所野学院高等学校を連携型の中高一貫教育校にすることに伴い、廃止しようとするものである。

## 議案第20号

秋田市立御所野学院中学校、高等学校学則を廃止する件

秋田市立御所野学院中学校、高等学校学則を次のように廃止する。

平成28年10月26日提出

秋田市教育委員会

委員長 野 口 かおり

秋田市立御所野学院中学校、高等学校学則を廃止する規則

秋田市立御所野学院中学校、高等学校学則（平成11年秋田市教委規則第7号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（秋田市立御所野学院中学校、高等学校学則の廃止に伴う経過措置）

2 この規則の施行の日前に秋田市立御所野学院中学校に入学した者については、廃止前の秋田市立御所野学院中学校、高等学校学則の規定は、なおその効力を有する。

提案理由

御所野学院中学校および御所野学院高等学校を連携型の中高一貫教育校にすることに伴い、廃止しようとするものである。

## 議案第21号

秋田市立小、中学校管理規則の一部を改正する件

秋田市立小、中学校管理規則の一部を次のように改正する。

平成28年10月26日提出

秋田市教育委員会

委員長 野 口 かおり

秋田市立小、中学校管理規則の一部を改正する規則

秋田市立小、中学校管理規則（昭和32年秋田市教委規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（秋田市立御所野学院中学校を除く。）」を削る。

第4条の次に次の1条を加える。

（連携型中学校）

第4条の2 秋田市立御所野学院中学校においては、学校教育法施行規則第75条第1項の規定により、秋田市立御所野学院高等学校における教育との一貫性に配慮した教育を行うものとする。

2 秋田市立御所野学院中学校長は、教育課程を編成しようとするときは、あらかじめ秋田市立御所野学院高等学校長と協議するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に秋田市立御所野学院中学校に入学した者については、改正後の秋田市立小、中学校管理規則の規定は、適用しない。

## 提案理由

御所野学院中学校および御所野学院高等学校を連携型の中高一貫教育校にすることに伴い、同中学校における教育課程の編成手続等について規定するため、改正しようとするものである。

## 議案第22号

学校教育法施行細則の一部を改正する件

学校教育法施行細則の一部を次のように改正する。

平成28年10月26日提出

秋田市教育委員会

委員長 野 口 かおり

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和32年秋田市教委規則第3号）の一部を次のように改正する。

第18条中「第2章」を「前章」に改め、「（御所野学院中学校を除く。）」を削る。

第3章の2を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の学校教育法施行細則の規定は、平成29年4月1日以後に秋田市立御所野学院中学校に入学する者から適用し、同日前に秋田市立御所野学院中学校に入学した者については、なお従前の例による。

提案理由

御所野学院中学校および御所野学院高等学校を連携型の中高一貫教育校にすることに伴い、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第23号

秋田市立小、中学校通学区域の一部を改正する件

秋田市立小、中学校通学区域の一部を次のように改正する。

平成28年10月26日提出

秋田市教育委員会

委員長 野 口 かおり

秋田市立小、中学校通学区域の一部を次のように改正する。

秋田市立中学校通学区域表の御野場中学校の表御所野の項および上北手御所野字の項を削り、同表四ツ小屋末戸松本字の項中「、湯ノ沢」を削る。

秋田市立中学校通学区域表の桜中学校の表の次に次のように加える。

御所野学院中学校	
御所野	下堤一丁目、下堤二丁目、下堤三丁目、下堤四丁目、 下堤五丁目、地蔵田一丁目、地蔵田二丁目、地蔵田三 丁目、地蔵田四丁目、地蔵田五丁目、元町一丁目、元 町二丁目、元町三丁目、元町四丁目、元町五丁目、元 町六丁目、元町七丁目、湯本一丁目、湯本二丁目、湯 本三丁目、湯本四丁目、湯本五丁目、湯本六丁目
上北手御所野字	雨池通、荒久利、野畑
四ツ小屋末戸松 本字	湯ノ沢

附 則

(施行期日)

- 1 施行期日は、平成29年4月1日とする。

(経過措置)

- 2 改正後の秋田市立小、中学校通学区域の秋田市立中学校通学区域表の規定は、平成29年4月1日以後に秋田市立中学校に就学させるべき者から適用し、同日前に中学校に就学している者については、なお従前の例による。

#### 提案理由

御所野学院中学校および御所野学院高等学校を連携型の中高一貫教育校にすることに伴い、御所野学院中学校の通学区域を定めるため、改正しようとするものである。